

熱海市重層的支援体制整備事業 実施計画

令和5年3月

熱海市

目 次

1	重層的支援体制整備事業の実施について	1
1	重層的支援体制整備事業の概要	1
2	計画の位置づけ	1
3	重層的支援体制整備事業の目的	2
2	重層的支援体制整備事業において実施する事業	2
1	包括的相談支援事業	2
2	地域づくり事業	4
3	多機関協働事業	5
4	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	6
5	参加支援事業	6
3	支援会議・重層的支援会議	6
1	支援会議・重層的支援会議について	6
2	位置づけ	7
3	重層的支援会議の主な検討事項	8
4	一体的な連携に関する事項	9
5	計画推進に向けて	9

1 重層的支援体制整備事業の実施について

1 重層的支援体制整備事業の概要

社会福祉法（以下「法」という。）の改正により、重層的支援体制整備事業が創設されました。この事業が創設された背景として、ひきこもりや支援拒否などの社会からの孤立や、ダブルケア、8050問題などのように地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しており、従来の分野別の支援体制では、対応が困難になっている現状があります。

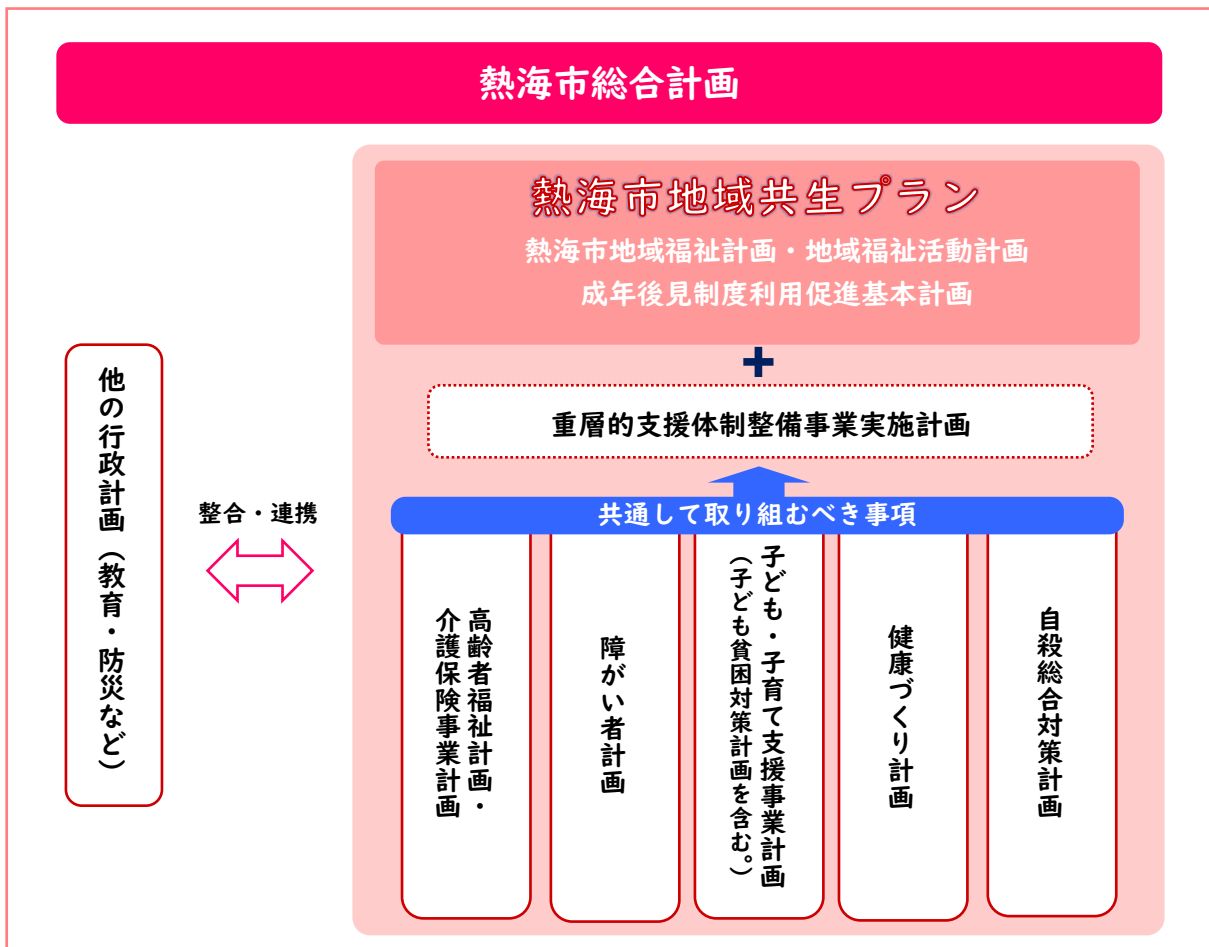
これらを踏まえ、重層的支援体制整備事業は、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、地域住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、法第106条の5第1項の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に関する事項を定める実施計画です。

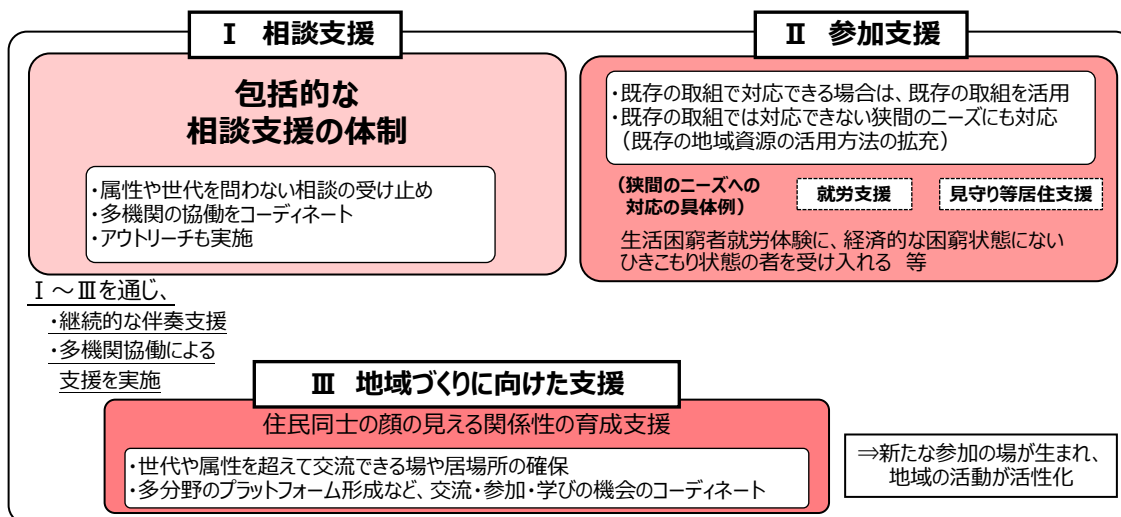
また、同条第3項の規定に基づき、熱海市地域共生プラン、熱海市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、熱海市障がい者計画及び熱海市子ども・子育て支援事業計画等と調和を保ちながら、地域共生社会の実現に向け、地域福祉を推進するために策定するものです。

【熱海市重層的支援体制整備事業実施計画と他の計画との関係】



3 重層的支援体制整備事業の目的

本事業の目的は、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かしながら複雑化・複合化した支援ニーズに対応する地域全体で支え合う体制を構築し、すべての市民に対する重層的なセーフティネットの強化を図ることです。各事業が相互に重なり合いながら、本人に寄り添い、伴走する支援体制の構築を目指します。



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
 (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
 (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づき生まれ、相談支援へ早期につながる
 (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

[厚生労働省資料より引用]

2 重層的支援体制整備事業において実施する事業

1 包括的相談支援事業

包括的相談支援事業は、高齢・障がい・子ども・生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行うものです。

(1) 地域包括支援センターの運営

担当課	長寿介護課（長寿支援室）
事業内容	高齢者等からの総合的な相談に応じ、必要な支援を行うとともに、高齢者の虐待防止や権利擁護、介護予防ケアマネジメント、地域の介護支援専門員への支援などを行う。
対象者	高齢者やその家族等
実施方式	委託（伊豆介護センター、湖成会）
圏域	3 圏域
相談場所	泉・伊豆山高齢者相談センター、熱海高齢者相談センター、南熱海高齢者相談センター
人員配置	保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員

(2) 相談支援事業（障害者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業等）

担当課	社会福祉課（障がい福祉室）
事業内容	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行う。
対象者	障がい者やその家族等
実施方式	委託（復康会、農協共済中伊豆リハビリテーションセンター、城ヶ崎いこいの里）
相談場所	サポートセンターりりぶ、障害者生活支援センターなかいずりハ、相談支援センターいぶき
人員配置	社会福祉士、精神保健福祉士等

(3) 利用者支援事業

担当課	健康づくり課
事業内容	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な相談に対応し、きめ細やかな支援と関係機関との連絡調整を実施する。 ①妊産婦・乳幼児等の実情を把握する。 ②妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行う。 ③支援プランの作成を行う。 ④保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行う。
対象者	妊産婦及び子育て家庭の親とその子ども
実施方式	直営
相談場所	市役所いきいきプラザ1階 健康づくり課 （子育て世代包括支援センターすくすく）
人員配置	保健師、助産師、事務職

(4) 自立相談支援事業

担当課	社会福祉課（生活保護室）
事業内容	生活困窮者が抱える多様な相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、支援の種類及び内容等を記載した計画の作成、支援を一体的かつ計画的に行う。
対象者	市内に居住する生活困窮者
実施方式	委託（熱海市社会福祉協議会）
相談場所	熱海市総合福祉センター2階 熱海市社会福祉協議会
人員配置	社会福祉士等

2 地域づくり事業

重層的支援体制整備事業における「地域づくり事業」は、高齢・障がい・子ども・生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取り組みを活かし、交流の場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築等により地域における多様な取り組みのコーディネート等を行うものです。

地域の社会資源を幅広くアセスメントした上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備を目指します。

(1) 地域介護予防活動支援事業

担当課	長寿介護課（長寿支援室）
事業内容	住民主体による定期的な利用が可能な自主的な通いの場づくりを支援するとともに、自主的な通いの場が継続できるよう、介護予防に関する知識技能を持った講師を派遣する。
対象者	高齢者
実施方式	直営
活動場所等	市内全域
人員配置	保健師

(2) 生活支援体制整備事業

担当課	長寿介護課（長寿支援室）
事業内容	ボランティアや NPO、民間企業など多様な主体が生活支援や介護予防サービスを提供する体制の構築を目指し、生活支援等のサービスの資源開発や担い手の養成、地域のネットワーク形成などを行う生活支援コーディネーターを配置して、支え合いの地域づくりを推進する。
対象者	地域住民等
実施方式	委託（熱海市社会福祉協議会）
活動場所等	市内全域
人員配置	生活支援コーディネーター

(3) 地域活動支援センター事業

担当課	社会福祉課（障がい福祉室）
事業内容	地域活動支援センターを開設し、障害者等の創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図る事業を行う。
対象者	障がい者等
実施方式	委託（復康会）
活動場所等	地域活動支援センター（サポートセンターりりぶ）
人員配置	精神保健福祉士

(4) 地域子育て支援拠点事業

担当課	社会福祉課（子育て支援室）
事業内容	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。 ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ②子育て等に関する相談、援助の実施 ③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上） ⑤地域支援
対象者	子育て家庭の親とその子ども
実施方式	直営（親子ふれあいサロン） 委託2か所（景德会、栄光熱海中央保育園）
活動場所等	市内3か所 親子ふれあいサロン、熱海地区子育て支援センター、南熱海地区子育て支援センター
人員配置	常勤 2（各0・1・1）名、非常勤 9（各7・1・1）名（3か所合計）

(5) 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

担当課	社会福祉課（生活保護室）
事業内容	世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備、個別の活動や人のコーディネート、分野・領域を超えた地域の多様な主体が会うプラットフォームの形成等を行う。
対象者	生活困窮者等
実施方式	委託（熱海市社会福祉協議会）
活動場所等	熱海多賀文庫（世代や属性を超えて交流できる場として整備）
人員配置	社会福祉士

3 多機関協働事業

多機関協働事業は、既存のネットワークでは対応が難しい複雑化・複合化した課題を抱え、さまざまな課題の解きほぐしが求められる事例等について、重層的支援会議を開催し、各関係機関の役割分担、支援の方向性の整理を行うなど、事例全体の調整機能を担います。

担当課	長寿介護課（長寿支援室）
事業内容	複雑化・複合化した課題を抱える事例の支援、プランの作成、重層的支援会議の開催、プランの進捗管理等
対象者	支援関係機関
実施方式	委託（熱海市社会福祉協議会）
人員配置	社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等

4 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（以下、「アウトリーチ等事業」という。）は、ひきこもり等の狭間の課題や複合的な課題を抱えており、自ら支援を求めることのできない人や支援につながることに拒否的な人などに 必要な支援を届けるための事業です。

本事業では、支援関係機関や地域住民のネットワークが 本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や本人とのつながりづくりに向けた支援を重視し、支援のネットワークのつながりを構築するとともに、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集します。

担当課	長寿介護課（長寿支援室）
事業内容	潜在的な支援ニーズを有する人や世帯への相談支援、関係者間の情報共有、プランの策定等
対象者	複雑化・複合化した課題を抱え、必要な支援が届いていない人や支援につながることに拒否的な人
実施方式	委託（熱海市社会福祉協議会）
活動場所等	市内全域
人員配置	社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等

5 参加支援事業

参加支援事業は、各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行う事業です。本人のニーズや課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人の支援メニューのマッチングを行います。必要に応じて、新たな社会資源の開拓も行います。

担当課	長寿介護課（長寿支援室）
事業内容	既存の制度では対応できないニーズに対する参加の支援
対象者	複雑化・複合化した課題を抱え、必要な支援が届いていない人等で、既存の制度の支援では、参加できる場がない人
実施方式	委託（熱海市社会福祉協議会）
活動場所等	熱海市内
人員配置	社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等

3 支援会議・重層的支援会議

1 支援会議・重層的支援会議について

本市では、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るため、法第106条の6に基づき、課題を抱える地域住民に関する資料又は情報の提供、意見の公表その他必要な協力を求めるための支援会議を開催します。

また、支援対象者等に対する個別の支援プランの決定とその妥当性を担保するため、重層的支援会議を開催します。

2 位置付け

1.名称	支援会議	重層的支援会議
2.位置付け	社会福祉法第106条の6 支援会議を開催し、法に基づき構成員に守秘義務を課して、潜在的な課題を抱える人に関する情報共有や支援方針の検討を行う。	包括的相談支援事業やアウトリーチ等事業などで把握した複雑化・複合化した支援ニーズを有している事例で、関係機関との個人情報の共有について本人の同意が得られている事例について、支援関係機関の役割分担や支援の方針・方向性の整理をすると共に、地域課題の共有や社会資源開発に向けた検討する会議を「重層的支援会議」として位置づける。
3.会議内容	① 気になる事例についての情報提供・情報共有 ※本人の同意が得られていない場合でも自ら支援を求めることが困難な人や支援が必要な状況にあるにも関わらず支援できていない人などを支援するため情報共有することが可能 ② 支援方針の決定と共有 ③ 緊急性がある事案への対応	支援対象者等に対する個別の支援プラン決定等 ① 多機関協働事業、アウトリーチ等事業、参加支援事業のプランについて、関係機関の合議のもとで適切性を判断する。 ② 多機関協働事業、アウトリーチ等事業、参加支援事業のプラン終結時等においては、支援の経過と成果を評価し、プランに基づく支援を終結するかどうかを検討する。 ③ 個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として位置付け、社会資源の開発等に向けた取組を検討する。
4.構成員	・長寿介護課（主催） ・熱海市社会福祉協議会 ・主に行政機関、各分野の相談支援機関、福祉サービス提供事業者、医療機関、学校等幅広く想定し、要支援者の状況や開催時期等により、構成員を変更する。	・熱海市社会福祉協議会（主催） ・長寿介護課 ・主に行政機関、各分野の相談支援機関、福祉サービス提供事業者、医療機関、学校等幅広く想定し、要支援者の状況や開催時期等により、構成員を変更する。

5.守秘義務	<p>支援会議の出席者は、支援会議において知り得たすべての事項(地域住民に関する情報だけでなく、広く事務の実施に関するものを含む。)について守秘義務がある。</p> <p>※支援会議においては、地方税法(昭和25年法律第226号)第22条により、地方公務員が業務上取り扱う一般的な個人情報より厳しい守秘義務が課せられた税務職員が有する納税者等の情報を本人の同意なく共有することまでは想定していないことについて留意が必要</p>	<p>相談受付時に関係機関(関係者)と情報共有することについて包括的に同意を受け、相談支援に必要な範囲内で共有する。</p>
6.その他	<p>既存の会議体である要保護児童対策地域協議会や生活困窮者自立支援調整会議、地域ケア会議などと合わせて個別支援を検討する場合は、時間を切り分けて、支援会議として位置付けて実施する。</p>	<p>重層的支援会議は、次の4つのタイミングで開催します。プランについては、多機関協働事業や参加支援事業、アウトリーチ等事業の全てが該当します。</p> <p>① プラン策定時 ② プラン変更時 ③ 支援終了の判断時 ④ 支援中断の決定時</p> <p>※主な検討内容は次の「3.重層的支援会議の主な検討事項」とおり。</p>

3 重層的支援会議の主な検討事項

重層的支援会議の開催時期ごとの主な検討内容は次の表のとおりです。

開催時期	主な内容
プラン策定時	<ul style="list-style-type: none"> ・ アセスメント結果に基づく本人の目標、支援方針、プラン内容 ・ 各関係機関の役割分担の確認 ・ モニタリングの時期の検討等
プラン変更時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の状況変化の確認、評価 ・ 現行プランの評価 ・ プラン変更内容の確認(プラン策定時の内容と同様)
支援終了の判断時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の目標達成状況、本人に関わる支援者の状況等の確認 ・ 支援終了の評価、フォローアップの必要性やその方法の確認
支援中断の決定時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人との連絡が完全に取れなくなった場合等における、支援中断の決定

4 一体的な連携に関する事項

1 高齢・障がい・子ども・生活困窮等の分野との連携構築

包括的相談支援事業及び地域づくり事業の対象となっている 高齢・障がい・子ども・生活困窮をはじめとする 多分野との連携を強化し事業の一体的な実施を図るとともに、市全体として包括的な支援体制が構築されるよう、既存のネットワークや各種会議体 を十分に生かしつつ、実施体制を構築します。

5 計画推進に向けて

1 計画の推進体制について

本計画の推進、進行管理のために、重層的支援会議において、計画の進捗状況を把握・検証するとともに、取り組みを評価する体制を取ります。

2 進捗管理と評価方法

本計画では、取り組みの着実な推進を図るため、年度ごとに取り組み状況について把握し、必要に応じて、取組内容の見直しや追加を行います。